

事 務 連 絡

平成 21 年 12 月 4 日

各都道府県介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

振 興 課

介護職員処遇改善交付金の遡及適用期限の再周知について

日頃より、介護保険制度の円滑な実施にご協力いただきありがとうございます。

また、介護職員処遇改善交付金の運営に当たりましては、大変お手数をおかけしており感謝申し上げます。

さて、介護職員処遇改善交付金につきましては、平成 21 年 10 月 16 日付け事務連絡において、平成 21 年度は、12 月中の申請に対して 10 月サービス提供分に遡及して交付対象とすることとしたところです。

各都道府県におかれましては、従前より事業者に対する申請勧奨に取り組んでいただいているところですが、遡及適用の締切が迫ってきたことから、改めて機会を捉えて周知を行っていただければ幸いです。なお、参考として別添 1 を添付いたします。

（10 月 16 日付けでお送りしました広報資料のうち、キャリアパス要件等について記述を変更しております。）

あわせて、これまで特にお問い合わせを多くいただいた質問について、このたび、あらためて整理を行い、別添 2 のとおり追加の Q & A を作成しましたので、今後は、これらも参照のうえ、事業を実施していただきますようお願いいたします。本件については、管内市町村に対しても、情報提供方よろしく願いいたします。

【照会先】

〔Q&A①について〕

介護保険計画課財政第一係

（直通）03-3595-2890（内線）2264

〔Q&A②について〕

振興課法令係

（直通）03-3595-2889（内線）3937

(別添1)

介護職員処遇改善交付金

10月分からの交付が可能
となる

介護職員の賃金アップのための資金を交付 平成24年度以降も処遇改善に取り組み

申請期限が
迫ってます！

【交付金の概要】

- 「介護職員処遇改善交付金」は、介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対して、平成21年10月から平成23年度末までの間、計約4,000億円を交付するものです。
- 長妻厚生労働大臣は、「交付金は当初の予定通り実施し、平成24年度以降も、介護職員の処遇改善に取り組んでいく」旨の方針を示しており、引き続き政府として取り組みを進めていくことから、積極的に活用いただくようお願いします。

平成21年12月中に申請すれば 10月分から交付

【交付の手続き】

- 交付金見込額を上回る賃金改善計画を策定し、職員に対して周知を行った上で都道府県に申請を行い、承認が得られれば、介護職員の賃金改善に充当するための資金が介護報酬とは別に毎月自動的に交付されます。
- 交付金は、原則として申請があった月のサービス提供分から対象になりますが、当初については、平成21年12月中に申請いただいた事業者に限り、10月サービス提供分からさかのぼって交付します。
- 平成22年度以降はキャリア・パスに関する要件等を加えることを予定していますが、平成22年度当初の申請時には適用しないこととしています。

介護以外に従事していても 介護職員として勤務していれば交付対象に

【交付金により賃金改善できる職種】

- 原則として、指定基準上の介護職員、介護従業者、訪問介護員等として勤務している職員が対象です。
- 他の職務に従事していても、介護職員として勤務していれば対象にできます。

※ 訪問看護など、人員配置基準上介護職員のいないサービスは対象外となります。

都道府県の介護保険窓口にご相談ください

申請手続きなど、詳しくは各都道府県の介護保険担当課までお問い合わせください。

介護保険法に基づく「業務管理体制の整備に係る届出」は忘れずに！

介護保険法では、全ての介護サービス事業者に「業務管理体制の整備」並びにその内容の届出を「遅滞なく提出すること」が義務付けられております。また、届出内容に変更が生じた場合は、変更届出書を必ず届け出なければなりません。詳しくは各都道府県並びに厚生労働省HP (<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/service/index.html>) まで。

(追加分)

(問 31) 事業者から交付金を債権譲渡したい旨の要望があった場合の考え方如何。

(答) 交付金は、介護報酬と異なり、本来全額を介護職員の賃金にあてることを支給の要件としているものであり、債権譲渡することは適当ではない。都道府県におかれては、介護事業者に対し、その趣旨を十分に説明し債権譲渡しないよう指導されたい。

(問 32) E P Aによる介護福祉士候補者が介護職員処遇改善交付金の対象となるのか。

(答) E P Aによる介護福祉士候補者と受入れ機関との雇用契約の要件として「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること」とされていることに鑑み、E P Aによる介護福祉士候補者が介護業務に従事している場合、介護職員処遇改善交付金の対象となる。